

# 石綿(アスベスト) 飛散防止の取組

建材などに使われてきた「石綿(アスベスト)」。私たちの健康に害を及ぼすおそれがあることから、市では、その飛散防止のため、様々な取組を行っています。

## 丈夫な特性で 建材などに使用

石綿(アスベスト)は天然の鉱物繊維で、「熱や摩擦に強い」「切れにくい」「酸やアルカリにも強い」など、丈夫で変化しにくい特性を持っています。

用途は様々で、大きくは石綿工業製品と建材製品に分けられ、約9割は建材製品です。

石綿は昭和30年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として昭和40年代の高度成長期に多く使用されています。また、保温・断熱材、スレート材などの建材に含まれるほか、シール材、配



アスベストが含まれている保温材(配管)

管、煙突などでも使用されています。建材に石綿が含まれているかどうかは、建物等の完成図書や分析の実施により調べる事ができます。

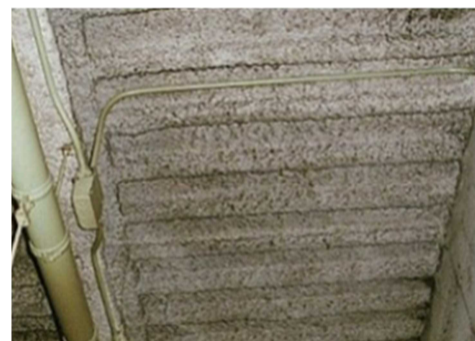
## 平成18年から 全面使用禁止に

石綿は、人が吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15〜40年の潜伏期間を経て、肺がん、中皮腫(悪性の腫瘍)などの病気を引き起こすおそれがあります。このため、工法や種類により段階的に規制が行われ、平成18年9月からは、全面使用禁止となりました。

## 解体などの時は 作業基準があります

建築物等を解体、改造、補修する際には、石綿が含まれているか事前に調査し、その結果を掲示することが大気汚染防止法で義務付けられています。

事前調査の結果、特定建築材料(大気汚染防止法で規定されている石綿を飛散させる原因となる建築材料)が使用されて



アスベストが含まれている吹付材(天井)

いる建築物等の場合は、法律に基づき届出(新たに石綿含有仕上げ塗材/吹付け工法により施工されたものも対象になりました)や、作業の種類ごとに遵守しなければならぬ「作業基準」が定められています。

### 【主な作業基準】

- ◆ 公衆の見やすい箇所に掲示板を設ける。
- ◆ 石綿を除去する場所を隔離する。
- ◆ 隔離した作業場を負圧(空気

- が作業場内に引っ張られている状態)に保ち、所定の集塵・排気装置を使用する。また、その記録を保存する。
- ◆ 除去する石綿を薬液等により湿潤化する。
- ◆ 隔離を解除する際、薬液を散布する。

これらの作業基準を遵守するよう、市では、法令や立入検査マニュアルに基づいて指導しているほか、作業現場では簡易測定機器で石綿含有検査を行い、石綿含有建材の適切な取扱いの指導も行っています。

さらに、適切な事前調査の実施、周辺住民への周知等について定めた指導要綱を設定し、今年1月1日から施行しています(要綱は環境保全課ホームページでご覧いただけます)。

環境保全課 ☎(888)5711

## 秋田市の環境がよく分かる 速報版のご利用を!

市では、皆さんの身近な環境を守るために様々な調査を行い、その結果などを「秋田市の環境」に掲載しています(全212ページ)。この冊子は、秋田市で測定した大気や水質などの各種集計データを細かく掲載しており、やや複雑になっていますが、冊子の内容をイラストやグラフを多用し、分かりやすい文章で簡潔にまとめた「秋田市の環境(速報版)」を併せて作成しています(全22ページ)。

秋田市の環境が今どうなっているのかを知り、環境について考え、そして「人にも地球にもやさしいあきた」を目指すためのきっかけにいただければ幸いです。速報版は環境保全課ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。冊子でご覧になりたいかたは環境保全課にご相談ください。☎(888)5711



より分かりやすく!

## 環境部 談話室

### 事業等の積極的なPRを

環境部長 中島 修

市が事務事業を行う際に、少なからず頭を悩ませられるのが市民向けの周知方法です。これには、「PR手段」の問題と「文面の質」の問題とがあります。

まずPR手段ですが、市の場合、一般的に考えられるのは広報あきた、市政テレビ・ラジオ、ホームページ、秋田市広報板(秋田魁新報)、その他新聞や雑誌への広告、市政記者クラブへの情報提供、チラシやパンフレット(個別配布用・町内回覧用)など。

最近では、これにフェイスブックやツイッター、メール、アプリ、デジタルサイネージなどが加わります。このほか

事業ごとの個別の広報手段として、ポスターやのぼり旗、広告(看板、ステッカー、Tシャツなども考えられます)。

このように様々な広報手段があるのですが、それぞれに長所と短所があります。そのため、その特性を理解しないで行うと自己満足のPRに陥るので注意が必要です。

例えば「広報あきた」は、主婦層や高齢の方々には比較的読んでいただいていると思いますが、若年層や働き盛りの方々には読んでいただくのは難しい面があります。また、パソコンやスマートフォンなどを使って記事を作っても、「通信機器がないので読めない」「操作が苦手なので読まない

い」という方もいるでしょう。

このようなPR手段の特性を念頭に置いて、事業等が市民の方々に与える影響を十分に考慮しながら、予算化の要否を検討し、用意周到なスケジュールを立てて、実効性の上がる広報手段を複数選択していく必要があります。

次に、文面の質についてです。文章は、簡潔で分かりやすく、正確であること。そのほかにも、カタカナ用語の濫用を避ける、写真やイラスト、グラフ、表を使う、文字をなるべく大きくするなどといった配慮も求められます。

より丁寧かつタイムリーな環境施策のPRを行うために発行することとした「環境部だより」。この紙面の活用も含め、環境部職員には、常に市民の方々への積極的な情報提供者になるという気概を忘れずに、広報活動に取り組んでほしいと願っています。



チラシも読みやすくなる工夫を

## 家庭ごみ有料化

# 手数料の性格

シリーズ①では有料化の背景や目的などをテーマにお知らせしました。今回は市民のみなさんに負担いただいている「ごみ処理手数料の「性格」を中心に「ご説明します。

### 更なるごみ減量で 将来世代の負担を 軽減

有料化の目的の一つであるごみの減量が進むと、処理施設の更新や維持管理の経費がより少なくて済むというメリットがあります。例えば、総合環境センターの溶融施設は当初の建設費で約205億円、これに大規模修繕工事など72億円を加算すると約277億円の施設規模になり、その維持管理に年間約16億円の経費がかかっています。

一方、現在の処理能力は1日当たり460トですが、ごみの減量



総合環境センター溶融施設 (平成14年完成)

を図るとこれほどの能力は必要なくなります。したがって、ごみの減量が今後進むことになれば、施設更新の際の建設費や維持管理費などの圧縮につながり、その結果、将来の子や孫の世代の負担を軽減できることとなります。

### 手数料は税金ではありません

ところで、廃棄物処理法には「国民は…その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること」と規定されています(第2条の4)。つまり、ごみの処分は国民の責務と定められています。しかし、現実的には野焼きは法的に禁止されており、個別に廃棄物処理業者をお願いするのも割高なので、結局、一般廃棄物の収集運搬・処分の仕組みを構築している居住地の市町村のルールに従って、ごみを出しているのが一般的になっています。

そのごみ処理費用については、自治体によっては全てを税金でまかなっているところもありますが、現在は、いわゆる3R(ご

みの排出抑制・再利用・リサイクル)の促進、排出量に応じた負担の公平、住民意識の変革の必要その他の理由により、本市も含め全国の約6割の自治体のごみの有料化を実施しています。県内では、25市町村のうち、湯沢市、横手市、能代市、潟上市、由利本荘市、大仙市など15市町村が実施しています。

これらの自治体では、ごみ処理にかかる対価は、市町村税ではなく、「手数料」として徴収しています。それは地方自治法の規定により、その自治体の事務で「特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」(第227条)と定められているからです。

つまり、ごみ処理手数料は、市役所の窓口で交付される諸証明の発行手数料などと同じように、その行政サービスが、特定の個人の利益又は行為(ごみ)の場合には本人に代わってごみを収集運搬・処分すること)のために行われるものであることから、その自治体の条例(本市では「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」)で定めることにより徴収することができることになっています。

### 手数料収入全額を 家庭ごみ処理経費 に充当

また、手数料はその収入の原因となった事業に要する経費の財源に充てることになっていきますので、ごみ処理手数料の場合、ごみ処理にかかる経費以外には支出できないこととなります。

### 手数料相当額の 使い道をルール化

そのため、本市では、家庭ごみ処理手数料の年間収入約4億5千万円の全額を特定財源として、家庭ごみ処理経費約23億円の一部に充てており、具体的には、家庭ごみの収集運搬業務委託経費などに使っています。

「家庭ごみ処理手数料相当額の使途」の意味は、次のとおりです。有料化をスタートさせる前までは一般財源(市税等)をごみ処理経費に充てていましたが、家庭ごみ処理手数料が歳入として入ってくることによって、その総額分(条例では「手数料相当額」と規定しています。)の一般財源の支出が必要なくなりまし

た。その支出する必要がなくなった手数料相当額の使い道という意味です。本来、この一般財源は使途が制限されるものではありませんが、秋田市廃棄物減量等推進審議会の答申などを反映させ、手数料相当額のおおむね2分の1の額を将来のごみ処理施設整備のための経費に、残りを①「ごみ減量対策事業」、②「その他の環境対策事業」の経費に充てることを条例で定めています。①と②の割合は定めていませんので、毎年度、予算審議の過程で、議会に報告した上で充当しています。

次回は、家庭ごみ処理手数料相当額の使途などについてお知らせします。



7月から

## ガス・スプレー缶を捨てる時 穴を開けずに回収箱へ

卓上コンロやキャンプ用ガスボンベ、殺虫剤やペンキなどのスプレー缶を「ごみ集積所」に出すときは、穴を開けてから緑色の回収箱に入れていただいていたましたが、不適切な方法で穴を開けると火災やけがにつながるおそれがあることから、7月からは、穴を開けずに回収箱に入れてくださるようご協力をお願いいたします。

- 収集日はこれまでと同じく、月2回の「空きびん・空き缶」の収集日と同じ日です
- 必ず中身を使い切ってください
- 空き缶の袋には入れないでください

問 環境都市推進課  
☎(888)5708



必ず中身を使い切ってから捨ててね!

空き缶の袋に入れしないで!…ガス・スプレー缶を空き缶の袋に入れると収集作業時、たいへん危険ですので、絶対に入れしないでください

## 環境部 Topics トピックス

…環境部のイベントや  
広報活動をご紹介します!



### 環境月間に合わせ“環境展”を開催

6月3日、秋田駅前のアゴラ広場、大屋根下を会場に「環境展」を開催しました。この催しは、6月の環境月間に合わせ、毎年「水道ふれあいフェア」と合同開催しているもので、環境部が行っている仕事の内容を広く市民の皆さんに“楽しみながら”知ってもらおうと企画しているものです。

当日はあいにくの空模様でしたが、訪れた皆さんからは「大きな声を出してスッキリ!(子ども大声チャレンジコーナー)」「雑がみの分別、これからも続けます!(ごみ減量クイズコーナー)」などの声が聞かれました。環境総務課☎(888)5705